

板橋区立成増小学校 いじめ防止対策基本方針（成小いじめ防止対策基本方針）

1 いじめ防止についての基本的な考え方

学校は、児童が安心・安全に生活できる場でなくてはならない。本校では、これまでも全教科・領域で互いのよさを認め合う学習活動を行い、道徳教育の充実を図り、人や集団とのかかわりを重視した人権教育を推進してきた。

いじめは、いじめられた子どもの内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員は、いじめはもちろん、仲間はずれやからかいといった行動も許さないという姿勢で、ささいな兆候を見逃さないように努める。また、学校全体で組織的に対応していく。

今後も児童一人一人が大切にされているという実感を持ち、自己肯定感や自己有用感を育み、互いを尊重しともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童・保護者からの訴えを特定の教員が抱えこむことのないよう組織として対応する。

校長、副校長、生活指導主幹、各学年のいじめ対策委員、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、特別支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携する。

いじめ防止対策組織は、以下の役割を担う。

（1）「成小いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

○板橋区いじめに関わる調査等で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

（2）教職員への共通理解と意識啓発

○年度初めの職員会議で「成小いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

○板橋区いじめに関する調査や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、本校の現状について教職員の共通理解を図る。

（3）児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

○「成小だより」や保護者会、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組や学校評価等を発信する。

（4）いじめに対する措置

○いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

○事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

○いじめの「解決」の判断は校長が行い、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導、支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- いじめに関する授業を年3回計画し、実施する。また、いじめを把握するためのアンケートを毎月実施し、いじめの早期発見に努め、適切な指導を行う。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- アンケートにもとづく教育相談を実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に迅速かつ効果的に対応する。
- 被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で支援を行う。
- 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや特別支援教育アドバイザーの専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- いじめを認識したら、解決するまで追求する。「解決」の判断は校長が行う。

4 重大事態への対応

- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ調査委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- 調査結果については、被害児童とその保護者に対して適切に情報を提供する。

※重大事態の発生：ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったとき)

5 学校の年間の取組と検証・見直し

(1) いじめ防止等に係る年間計画 (6月・11月・2月はふれあい月間の取組を実施する)

	組織的な取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「成小いじめ防止基本方針」の共通理解 ◇第1回いじめ防止対策委員会	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会	○生活アンケートの実施 ○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○SCによる全員面接(5年対象 1学期中に)	○全体保護者会での「成小いじめ防止基本方針」の説明
5月	○「いじめ問題解決に向けた指導の流れ」の共通理解 ※「板橋区いじめ防止対策基本方針」の資料配付	○全校遠足	○生活アンケートの実施 ○SCによる全員面接(5年対象)	○PTA総会 ○学びのエリア教育研修
6月	○ふれあい月間の取組についての共通理解(ふれあい月間の意義、アンケートの実施・集計・報告方法について)	○ふれあい月間について校長講話 ○アンケートに基づく指導 ○いじめ防止に関する授業①	○ふれあい月間アンケートの実施 ○SCによる全員面接(5年対象)	○土曜授業プラン(全学年 いじめ防止)
7月	◇第2回いじめ防止対策委員会	○長期休業日前指導	○生活アンケートの実施 ○SCによる全員面接(5年対象)	
8月		○夏季休業明けに向けた不安等に関するアンケート		○個人面談
9月	○「いじめ防止等の対策の取組状況について」の分析結果の共通理解(1学期の結果の報告)		○生活アンケートの実施 ○身体測定	
10月	○1学期の結果に基づいた校内研修の実施(評価が低かった項目について研修を行う)	○ネットモラルに関する授業の実施(5年)	○生活アンケートの実施	○土曜授業プラン(5年 ネットモラル)
11月	○ふれあい月間の取組についての共通理解(アンケート結果に基づいた支援等について)	○ふれあい月間について校長講話 ○アンケートに基づく指導 ○いじめ防止に関する授業②	○ふれあい月間アンケートの実施	○土曜授業プラン(全学年 道徳授業公開) ○個人面談
12月	◇第3回いじめ防止対策委員会	○人権週間について校長講話 ○ユニセフ募金	○生活アンケートの実施	○学校関係者評価
1月	○「いじめ防止等の対策の取組状況について」の分析結果の共通理解(2学期の結果の報告)		○生活アンケートの実施 ○身体測定	○土曜授業プラン(全学年 学級会公開)
2月	○1年間のいじめ防止に関する取組の振り返り ○学校関係者評価の結果検証	○ふれあい月間について校長講話 ○アンケートに基づく指導 ○いじめ防止に関する授業③	○ふれあい月間アンケートの実施	○保護者会
3月	○来年度計画の作成 ◇第4回いじめ防止対策委員会	○6年生を送る会	○生活アンケートの実施	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○児童朝会における校長講話 ○にじ色班活動 ○道徳教育・人権教育の充実 ○体験活動の推進 ○分かる授業の推進	○健康観察 ○SC・養護教諭によるカウンセリング(全校児童対象) ○巡回指導講師による観察 ○生活指導夕会(毎週金曜日)	○土曜授業プランにおける学級の様子の公開 ○保護者への児童の様子の連絡

(2) いじめ防止の検証・見直し

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(12月)し、いじめ防止対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画的に実施し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「成小いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 毎週金曜日に行われる生活指導夕会で、いじめを含めた生活指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

重大事態対応フロー図

